

# 「やまがた女性のつながりサポート事業実施業務」に係る 企画提案公募要領

## 1 目 的

望まない孤独・孤立や様々な不安・悩みを抱える女性に対する支援の強化を図る。

## 2 業務概要

(1) 業 務 名 やまがた女性のつながりサポート事業実施業務

(2) 業 務 内 容

様々な不安・悩みを抱える女性に対し、NPO等の民間団体と連携しながら、ピアサポート等の取組みの支援、生理用品の提供等を行うこと。詳しくは、別添仕様書（企画提案用）のとおりとする。

(3) 提案上限額 7,466千円以内（消費税及び地方消費税を含む。税率10%。）

## 3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

①山形県内に主たる事業所を有する、特定非営利法人などの非営利の民間団体であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。

⑤雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。

⑥次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

⑧会社再生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②提出書類に虚偽又は不正があったとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、期限、部数

提出書類	期 限	部 数
①参加申込書 (様式1号) ②団体概要書 (様式2号)	令和6年4月8日 (月) 17時	1部
③企画提案書 (様式3号) ④経費見積書 (様式4号)	令和6年4月12日 (金) 17時	5部

(2) 提出方法及び提出先

9の担当部局まで郵送又は持参により提出すること。

(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする)

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで (土日祝日除く)

(4) その他

- ・企画提案に参加する事業者は期限までに①参加申込書及び②事業者概要書を提出すること (期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない)。
- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式3に添付して提出すること。

5 審査方法について

提案のあった企画内容について、企画提案書により書類審査し、採用候補企画を決定する。書類審査にあたり、提案者に質問をする場合がある。選定結果はすべての応募者に対して通知する。

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果 (平均点60点以上) により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

【審査項目と審査の視点】

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	①実施方針	・実施方針は、本事業の目的に合っているか。 ・事業内容に関する理解度はあるか。	10点
2	②企画内容 孤独・孤立や不安を抱えた女性に対する支援体制の強化	・支援提供団体の募集・選定の方法は適切か ・支援提供団体をサポートし、事業を適切に実施させるための工夫がなされているか。 ・事業効果を高める工夫がなされているか。	25点

3	実態・ニーズ把握のためのアンケート調査	・女性の実態やニーズが適切に把握できる工夫がなされているか。	10点
4	啓発・発信	・周知が期待できる内容となっているか。 ・事業効果を高める工夫がなされているか。	20点
5	学校における普及啓発及び生理用品の提供等	・必要な生徒・児童が各種支援に関する情報や生理用品を受け取ることができる仕組みが構築されているか。	10点
6	③実施体制	・企画内容を遂行できる実施体制や、業務に有効なノウハウ、経験等を有しているか。 ・コーディネーターは、事業目的を達成するために適切な人材になっているか。 ・山形県男女共同参画センターが実施する相談事業との連携方法は効果的か。 ・やまがたスマイル企業に認定されているか。	15点
7	④経費総括	・所要経費の積算は企画内容に関し妥当か。 ・効率的で予算の範囲内の積算となっているか。	10点
合計			100点

## 6 企画提案作成等に係る質問・問合せ

### (1) 受付期間

令和6年4月8日(月)午後5時までとする。

### (2) 質問・問合せ方法

- ・企画提案に関する一切の質問等は、「質問票(別紙1)」により行うこと。
- ・質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「やまがた女性のつながりサポート事業実施業務・企画提案への問合せ」として9の担当部局あて送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

### (3) 質問・問い合わせへの回答

質問者への回答は、その都度、速やかに、参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。ただし、軽微なもの及び各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

## 7 契約等

### (1) 契約締結

- ①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った応募者(以下「最優秀者」という)と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ②採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- ③最優秀者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を

行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

**8 その他**

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(2) 提出された事業企画書等は返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 最優秀者選定後契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正・変更する場合がある。

(4) 募集及び契約については、県の都合により停止することがある。

**9 担当部局**

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

担 当：多様性・女性活躍担当

住 所：〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-3269（直）

F A X：023-632-8238

Eメール：ywakamono@pref.yamagata.jp